

## 戸籍・住民票等を郵便申請される方へ 必ずお読みください

今後の法改正や通達により変更になる場合がありますのでご了承ください。(H20.5.1 現在)

### 《申請に必要なもの》

**申請書**(別紙の申請書をご利用ください)

#### 本人確認書類

次のような住所・氏名を確認できる書類の写しを添付してください。(窓口の手続きと少しだけ異なります)

1. 国や地方自治体の発行した顔写真入りの身分証

(運転免許証、その他免許証、写真入り住民基本台帳カード、許可証、身体障害者手帳、など)

2. 保険証、写真なし住民基本台帳カード、年金手帳、公的年金証書、など。

上記1または2の書類のいずれか一点をご用意ください。

2の書類で住所の記載のないものは、住所・氏名がわかるように複数をご用意ください。

#### ○手数料(定額小為替)

郵便局で購入し、何も書かないで同封してください。

証明内容によって交付される証明書が何通にもなる場合があります。(例：〇〇の出生から死亡までの戸籍、という場合など)手数料がいくらになるかわからないため、小為替を多めに同封してください。

余った小為替はお返しいたします。

#### ○返信用封筒

請求者の住民登録している住所・氏名を記入し、切手を貼ったものを同封してください。

### 《場合によって必要なもの》

#### ○委任状

本人(同一戸籍に記載されている人および直系親族を含む)以外の方が代理人として戸籍等を申請される場合、または本人以外の方が身分証明書を申請される場合に必要です。

本人(同一世帯員を含む)以外の方が代理人として住民票等を申請される場合に必要です。

#### ○続柄のわかる書類

我孫子市の戸籍(除籍・改製原戸籍含む)に記載のない方が申請される場合、請求する戸籍・住民票等に記載されている方と請求者との続柄がわかる書類(戸籍謄本等)の写しが必要です。

(代理人が委任状を添付して申請する場合や、その他に請求資格がある方が申請される場合は不要です)

#### ○社員証・資格証明書・身分証明書など

戸籍・住民票等を法人の方が業務として申請される場合や、請求資格のある方が申請される場合に必要です。

#### 請求理由を明らかにする書類

その戸籍が必要であることを明らかにする書類の写しを提出していただく場合があります。

### 《お問い合わせ・送付先》

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地 我孫子市役所市民課郵送担当 TEL04-7185-1111 (内 331)